

社会教育委員制度と委員の職務について

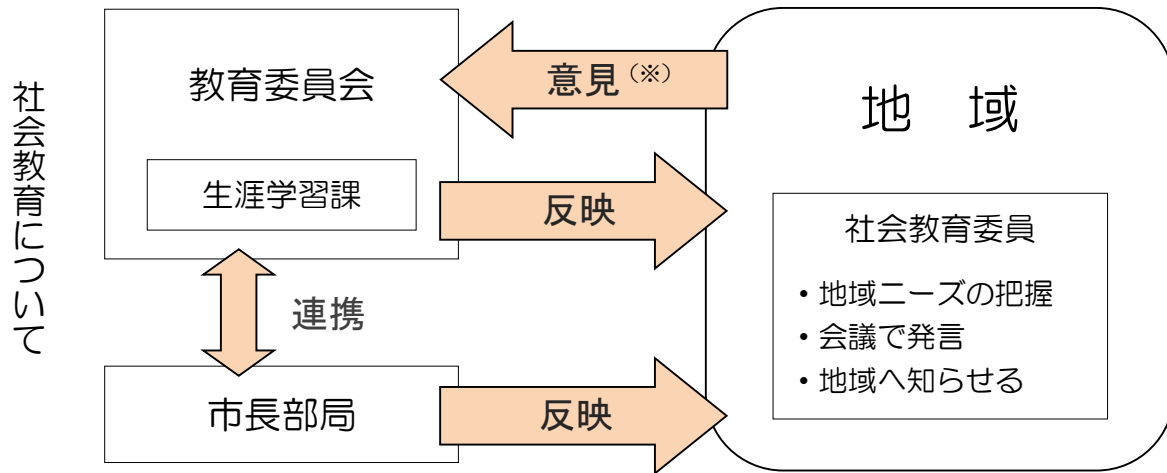
令和 5 年 11 月 16 日

1 社会教育委員制度

社会教育委員制度は、社会教育行政に広く地域の意見等を反映させるため、教育委員会の諮問機関として設けられた制度です。

※ 学校関係者からの意見を含む

(イメージ図)



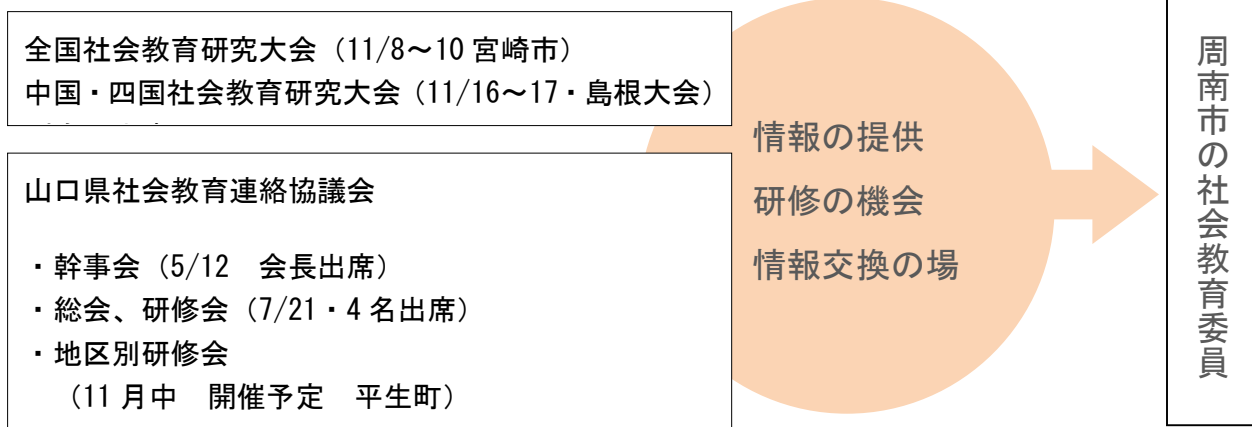
<p>法的な位置づけ</p>	<p>社会教育法 第 15 条 「都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。」 ↓ 県内全市町で設置されている</p>
<p>委員の構成</p>	<p>周南市社会教育委員設置条例 第 2 条 「委員は、<u>学校教育及び社会教育の関係者</u>、<u>家庭教育の向上に資する活動を行う者</u>並びに<u>学識経験のある者</u>の中から周南市教育委員会が委嘱する。」</p>

2 社会教育委員の職務

(主な職務)

<p>社会教育法 第 13 条 第 17 条</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 社会教育に関する諸計画を立案する ② 教育委員会の諮問に応じて、意見を述べる ③ 教育委員会の会議に出席して、社会教育に関して意見を述べる ④ 教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定事項について、指導・助言を行う ⑤ 社会教育関係団体へ補助金を交付する際に、意見を述べる
------------------------------------	--

(参考・情報提供や研修の機会等)



3 周南市の社会教育委員会議

周南市社会教育委員設置条例、運営規則 等	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定員 20人以内 (第11期: 14人) ・ 構成 学校教育 (3人)、社会教育 (7人)、家庭教育 (3人)、学識経験者 (1人) ・ 会議の成立 過半数以上の委員の出席が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 任期 2年
<p>※ 周南市市民参画条例により、市ホームページと情報公開コーナーで議事録を公開しています。</p> <p>※ 第11期の男女比 男性 (8人)、女性 (6人)</p>	

4 これまでの周南市の社会教育委員の活動

第3期	平成21年7月、提言書「家庭教育支援の在り方について」を提出
第4期	平成21年、教育委員会から「家庭・地域・学校の協働による教育コミュニティづくりの推進方策について」諮問 →平成23年7月答申
第5期	平成25年7月、意見書「地域教育ネットワーク構築のためのコミュニティスクールの在り方について」を提出
第6期	「(仮称) 学び・交流プラザにおける生涯学習センターの在り方について」などを協議
第7期	「地域づくりにおける公民館を中心とした社会教育活動の在り方について」などを協議
第8期	第3期周南市生涯学習推進プラン及び公民館の在り方について協議
第9期	生涯学習推進プランを包含させた教育大綱 (案) について協議
第10期	周南市学び・交流プラザ これからの在り方について協議

周南市地域クラブに係る方針

2023（令和5）年10月

周南市教育委員会

周南市地域クラブに係る方針

1	はじめに	… 1
2	本市の公立中学校の部活動を取り巻く状況	… 1
	(1) 本市の中学生数の推移と学校部活動数の推移	… 1
	(2) 児童生徒のニーズの多様化	… 2
3	基本方針	… 3
4	改革後の中学生の放課後や休日の過ごし方	… 4
5	期待される効果	… 5
	(1) 中学生への効果	… 5
	(2) 地域社会への効果	… 6
6	体制整備	… 6
	(1) 事務局の設置	… 6
	(2) 実施主体となる「周南市地域クラブ」	… 6
	(3) 周南市地域クラブの活動を推進する組織	… 7
7	周南市地域クラブへの中学生の望ましい参加の在り方	… 8
8	周南市地域クラブの開始時期	… 9
9	会場・活動備品の整備	…10
10	周南市地域クラブ活動推進協議会	…10

周南市地域クラブに係る方針

1 はじめに

学校部活動は、文化芸術やスポーツに興味・関心のある同好の中学生が、自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員等の献身的な支えにより、本県・本市の文化芸術・スポーツ振興の一翼を担ってきた。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、中学生同士や中学生と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における中学生の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。

しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。

こうした状況の中、スポーツ庁及び文化庁においては、学校部活動の段階的な地域移行に関する検討を進め、2022（令和4）年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応等を示している。このガイドラインでは、中学生の豊かな文化芸術・スポーツ活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、中学生や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備することが求められている。

本市では、このような学校部活動を取り巻く環境の変化に対応し、将来にわたり中学生が文化芸術・スポーツ活動等に継続して親しみ、楽しむことができる機会を確保するため、地域の運営団体・実施主体による文化芸術・スポーツ活動等を新たに整備するための取組の方向性や留意点等を示した「周南市地域クラブに関する方針」を策定することとした。

本市の部活動改革によって、中学生の放課後や休日の過ごし方は大きく変容する。そこで、本方針では、中学生が放課後や休日において、多様な地域で多様な世代とともに、多様な活動に取り組める環境づくりの方向性を示す。

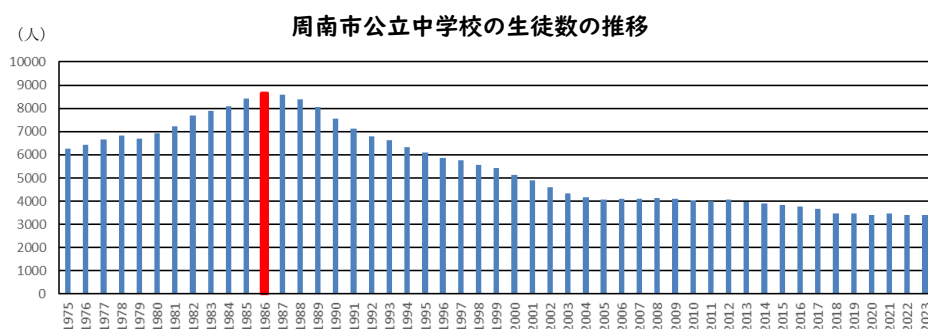
本方針は2023（令和5）年10月に策定し、「学校部活動」の廃止、並びに「周南市地域クラブ」への移行が完了する2026（令和8）年度までの方針とする。

2 本市の公立中学校の部活動を取り巻く状況

(1) 本市の中学生数の推移と学校部活動数の推移

本市の公立中学校の部活動を取り巻く状況は近年大きく変化してきている。本市の公立中学校の生徒数（図1）は、1986（昭和61）年度をピークに年々減少傾向にあり、2023（令和5）年度には約3400人ま

（図1）出典：周南市教育委員会調査



で減少し、今後も少子化による生徒数の減少が予想される。

また、2010（平成22）年度から2023（令和5）年度にかけて、生徒数が約650人減少し、市全体では20もの運動部活動が廃部となるとともに（図2）、活動中の部活動においても、団体競技等では、学校単位の充実した部活動の維持が困難になっているケースが増加している。さらには、生徒が選択できる運動部活動数をみると、2022（令和4）年度、6中学校では3競技から1競技を、2中学校では2競技または1競技から選択せざるを得ない状況となっている。

こうした中、学校部活動では支えきれなくなっている中学生の文化芸術・スポーツ活動等について、今後は学校単位から市全域を対象とした活動に移行していくことにより、少子化の中でも、将来にわたり中学生が文化芸術・スポーツに継続して親しむことができる機会を確保する必要がある。

（2）児童生徒のニーズの多様化

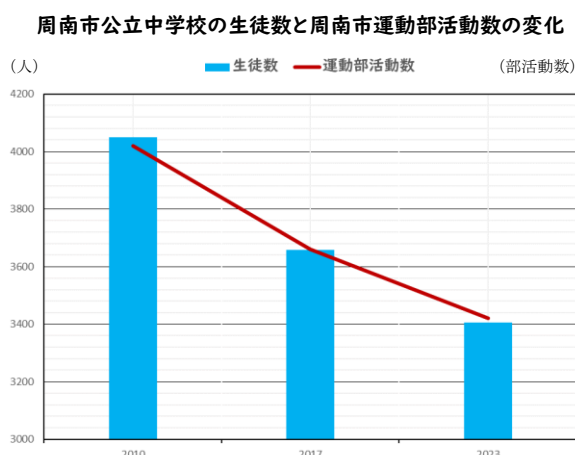
2022（令和4）年11月に、市内小学校の3年生から6年生の児童（4646人）及びその保護者（2507人）、市内中学校の1年生から2年生の生徒（2153人）を対象としたアンケートを実施した。

まず、市内小学校の3年生から6年生の児童の保護者（2507人）を対象に行ったアンケート結果（図3）によると、児童は習い事として、多様な文化芸術・スポーツに取り組んでいることが分かる。また、これらの小学生のうち約3分の1が、活動を2つ、3つと掛け持ちしていることもアンケートから把握できた。

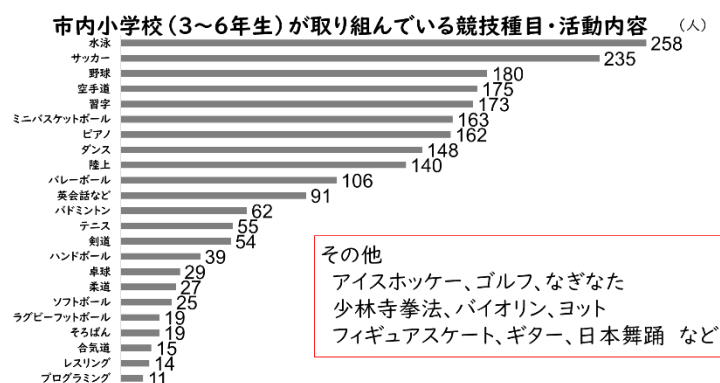
次に、市内中学校の1年生から2年生の生徒（2153人）を対象としたアンケート結果（図4）からは、約86%にあたる1844人が中学校の部活動に所属している一方で、230人、約10%の生徒が、地域のスポーツクラブや文化芸術団体に所属、または中学校の部活動と兼ねて所属して活動していることが分かった（図5）。

現在、多くの中学校で、部活動の選択肢は減少しており、通学している中学校に取り組みたい競技等の

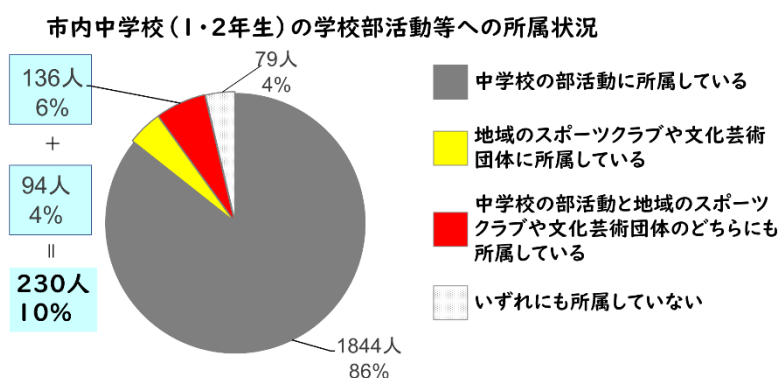
（図2）出典：周南市教育委員会調査



（図3）出典：周南市教育委員会調査



（図4）出典：周南市教育委員会調査



部活動がないことや、小学生のときに取り組んでいた競技等を継続したいなど、学校部活動にはない多様な活動、自分の目的や目標にあった活動を求めて、地域のスポーツクラブや文化芸術団体に参加していることが分かる。

最後に、小学校の3年生から6年生の児童(4646人)及び中学校の1年生と2年生の生徒(2153人)が、取り組んでみたいと回答した文化芸術・スポーツ活動(図6)から、児童生徒は多様な文化芸術・スポーツ活動に取り組んでみたいと考えていることが分かる。しかし、現状の学校部活動では、限られた選択肢の中から、選択せざるを得ない状況にあり、部活動改革では、児童生徒の多様なニーズに応えるためのシステムの構築が重要となる。

(図5) 出典：周南市教育委員会調査

「中学生が学校部活動以外で活動をしている内容」

- ・サッカー
- ・軟式野球
- ・硬式野球
- ・ソフトテニス
- ・硬式テニス
- ・バドミントン
- ・水泳
- ・空手道
- ・ダンス
- ・剣道
- ・陸上競技
- ・卓球
- ・柔道
- ・習字
- ・バレー
- ・レスリング
- ・キックボクシング
- ・フェンシング
- ・バトントワリング
- ・フィギュアスケート

(図6) 出典：周南市教育委員会調査

「小中学生が取り組みたいと回答した文化芸術・スポーツ活動」

選択順位	【スポーツ】		【文化芸術】	
	小学校3～6年生児童	中学校1～2年生生徒	小学校3～6年生児童	中学校1～2年生生徒
1	サッカー	eスポーツ	お菓子作り	お菓子作り
2	バスケットボール	卓球	料理	料理
3	バドミントン	バドミントン	工作	吹奏楽
4	eスポーツ	バスケットボール	美術	美術
5	水泳	ソフトテニス	吹奏楽	写真
6	卓球	バレーボール	写真	茶道
7	陸上競技	ダンス	ピアノ	ピアノ
8	ダンス	サッカー	科学研究	合唱
9	バレーボール	陸上競技	編み物	工作
10	ソフトテニス	軟式野球	茶道	演劇
11	軟式野球	弓道	ちぎり絵	科学研究
12	アーチェリー	水泳	絵手紙	映像制作

3 基本方針

前述の状況から、少子化の中でも、すべての中学生が将来にわたり希望する文化芸術・スポーツ活動に継続して親しみ、楽しむことができる環境づくりが早急に求められる。

そこで、本市では円滑な部活動改革を推進するため、次の3点を基本方針(図7)とする。

(図7) 基本方針

「やってみたい」

市内すべての中学生の「やってみたい」に応えられる環境づくり

「多様性」

多様な地域で、多様な世代とともに、多様な文化芸術・スポーツ活動等への参加が可能な環境づくり

「地域の居場所」

中学生の居場所のひとつとなる環境づくり

方針1 市内のすべての中学生の「やってみたい」に応えられる環境づくり

- ・中学生の「やってみたい」に応えられるよう、市内全域で持続可能な環境整備を推進する。
- ・地域の実情に応じて文化芸術・スポーツ活動等の最適化を図り、体験格差の解消をめざす。
- ・市民総ぐるみによる新たな文化芸術・スポーツ活動等の一体的な環境構築に取り組み、地域全体の文化芸術・スポーツの振興につなげる。

方針2 多様な地域で、多様な世代とともに、多様な文化芸術・スポーツ活動等への参加が可能な環境づくり

- ・子どもたちが中学生時期でその文化芸術・スポーツ活動等への関わりを終えることなく、生涯にわたって、希望する多様な文化芸術・スポーツ活動等に継続して親しみ、楽しむことができる環境整備を推進する。
- ・中学校区単位から市全域を対象とした一体的な活動環境の整備により、多様な地域で、多様な世代による交流機会の創出をめざす。
- ・すべての市民が、生涯にわたって地域で多様な文化芸術・スポーツ活動等に親しみることができる持続可能な体制をめざす。

方針3 中学生の居場所のひとつとなる環境づくり

- ・中学生が多様な地域で、多様な世代とともに、多様な文化芸術・スポーツ活動等に参加することで、家庭及び学校に加えて、地域が中学生にとって新たな居場所の一つとなるような環境整備を推進する。
- ・より多くの地域の方々とともに、中学生の学びや育ちを支えていく体制づくりを推進する。

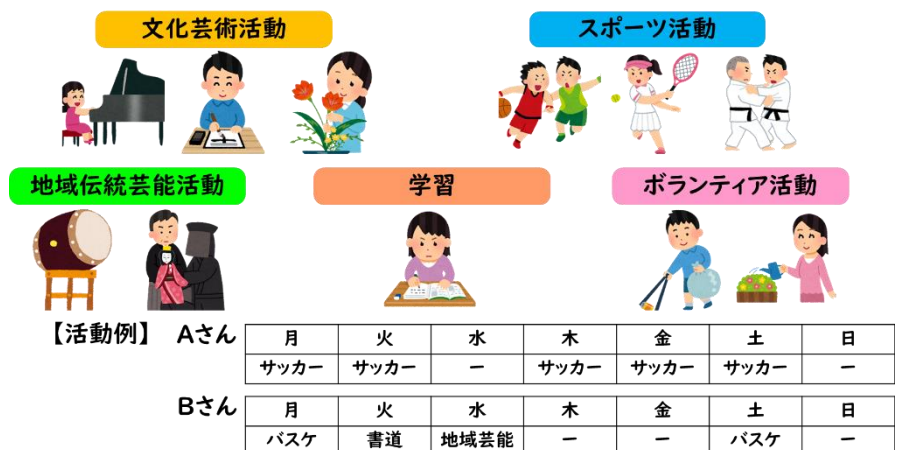
これらの方針として、部活動改革を次のように進める。

- ① 令和8年度から新たな活動の開始をめざす
- ② 市内全域を対象とした新たな活動を行う
- ③ 平日、休日を一体として新たな活動を行う
- ④ 事務局を設置した仕組みづくりを行う

4 改革後の中学生の放課後や休日の過ごし方

部活動改革後は、文化芸術・スポーツ活動に限定せず、中学生の「やってみたい」に応えるため、中学生の活動は、地域伝統芸能活動やボランティア活動、学習などを含めた生涯学習活動となる。改革後は、中学生は一つの活動に専念するだけでなく、複数の活動に取り組むことも可能となり、この多様な活動に取り組める体制整備が、中学生が多様な地域や多様な世代に触れる機会の創出につながる（図8）。

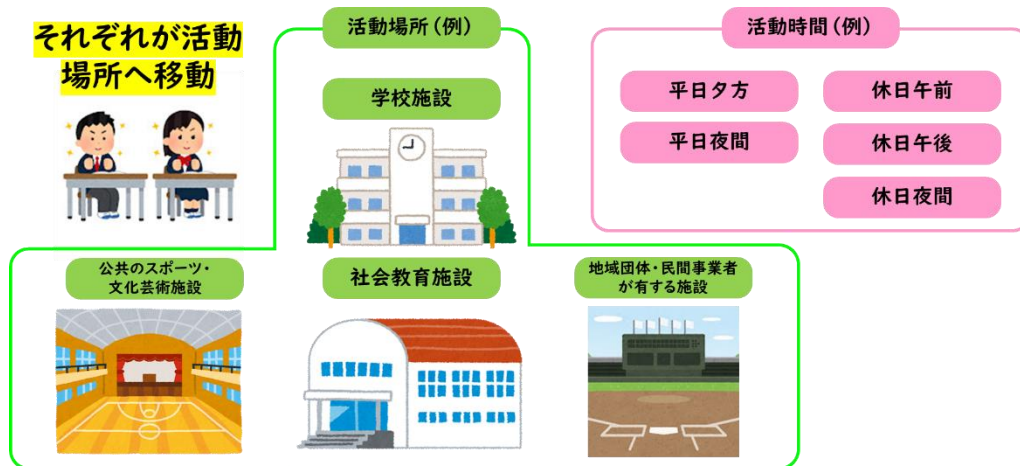
（図8）部活動改革後の中学生の放課後や休日の過ごし方



学校部活動は主に学校施設を利用し、学校単位で行われていたが、改革後は活動の場を周南市全域とし、学校施設や、公共のスポーツ・文化芸術施設、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設を活用して、地域の指導者のもとで活動することを想定している。

活動時間については、学校部活動は放課後となる平日夕方及び休日であったが、改革後は、学校教育活動以外のすべての時間が活動対象時間となる。つまり、平日の夕方だけでなく、夜間に活動することも想定される（図9）。

（図9）部活動改革後の活動場所・活動時間



活動場所、活動時間は多様となり、中学生は家庭の状況等を考慮し、団体等の活動場所や活動時間等の情報と照らし合わせ、自身が参加する活動を選択することとなる。活動場所、活動時間を限定しないことで、中学生が複数の活動に参加する機会が確保され、多様な地域で、他校区の中学生や多世代とともに活動することが可能となる。

このような多様な地域で、他校区の中学生や多世代との交流は、中学生の人格形成に寄与することとなり、多世代交流は、地域活性化に寄与するものとなる。

5 期待される効果（図10）

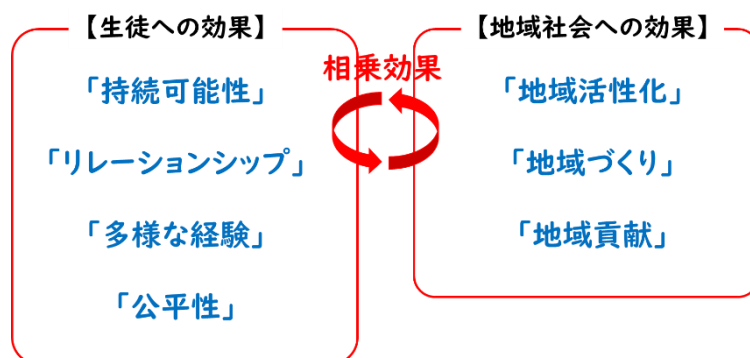
(1) 中学生への効果

- 中学生時期で終わることなく、生涯にわたって文化芸術・スポーツ活動等を継続できる。（持続可能性）
- 多様な地域で、他校区の中学生や多世代との交流を通して、人格形成に寄与することができる。（リレーションシップ）
- 学校の教育活動にない幅広い種目や分野を経験させることで、中学生に多様な体験機会を確保し、将来のトップアスリートや文化芸術の専門家等の育成を支援できる。（多様な経験）
- 複数の種目や分野を体験できる活動やレクリエーション的な活動など多様な活動ができる環境を整備することで、中学生の「やってみたい」に応えられるとともに、「体験の格差」が解消できる。（公平性）

(2) 地域社会への効果

- 多世代が交流して活動することで、新たなコミュニティが生まれる。(地域活性化)
- 活力ある文化芸術・スポーツ活動等の環境の構築により、絆の強い地域づくりにつながる。(地域づくり)
- 地域で育った中学生が、将来的に地域の担い手として活躍するなどの好循環が期待できる。(地域貢献)

(図 10) 期待される効果



子どもたちが中学生時期でその文化芸術・スポーツ活動等への関わりを終えることなく、すべての中学生が生涯にわたり希望する文化芸術・スポーツ活動等に継続して親しみ、楽しむことができる機会の確保により、中学生への効果と地域社会への効果の相乗効果を創出する。

6 体制整備

(1) 事務局の設置

中学生の多様な文化芸術・スポーツ活動等を推進するために、文化芸術活動、スポーツ活動のそれぞれに運営に関する実務を担う事務局を設置する。

文化芸術活動の事務局として公益財団法人周南市文化振興財団内に「(仮称)文化芸術活動推進センター」を、スポーツ活動の事務局として公益財団法人周南市体育協会内に「(仮称)スポーツ活動推進センター」を設置する。両センターはさまざまな団体との連携を図り、情報発信や指導者の確保、研修機会の整備等を担うことで、それぞれが連携して文化芸術・スポーツ活動等の展開を図ることとする。

(2) 実施主体となる「周南市地域クラブ」

従来の学校が実施主体として管理運営する「学校部活動」を、各センターや各センターへの登録団体等が実施主体として管理運営する「周南市地域クラブ」へと体制を変更する。

中学生数の減少にともなって、学校単位での実施が困難な状況は、今後、より深刻化することが予想される。「周南市地域クラブ」によって、各センターを中心として、学校単位で行われている活動を市全体での取組とし、すべての中学生が生涯にわたり希望する文化芸術・スポーツ活動等に継続して親しみ、楽しむことができる機会をつくり、また、文化芸術・スポーツ活動等に親しむ人の循環が生まれ、持続可能な地域社会を実現するための体制の構築をめざす。

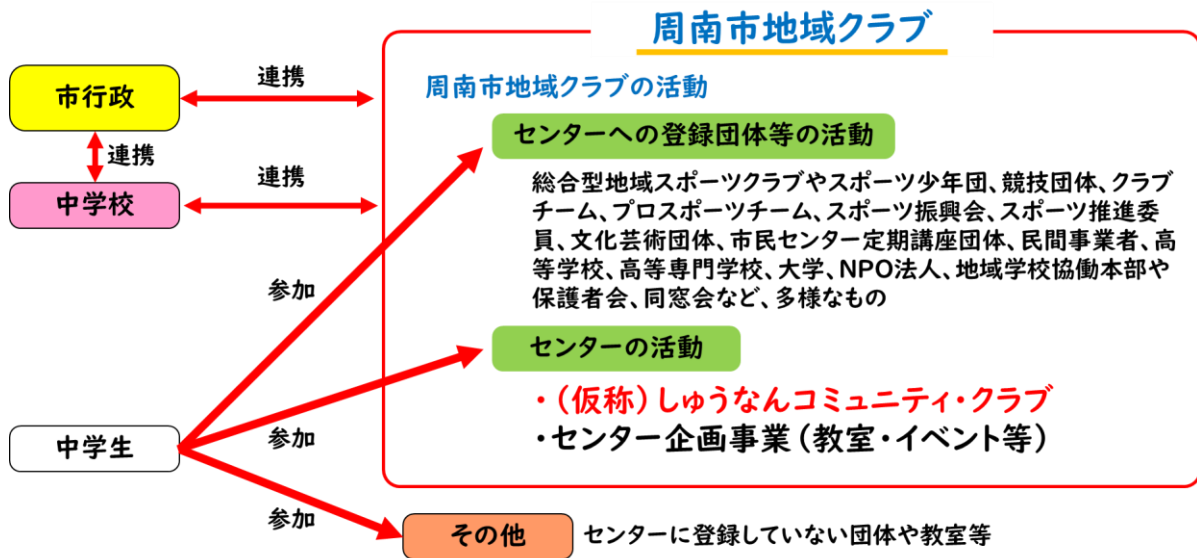
各センターへの登録団体等は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、スポーツ振興会、スポーツ推進委員、文化芸術団体、市民センター定期講座団体、民間事業者、高等学校、高等専門学校、大学、NPO法人、地域学校協働本部や保護者会、同窓会など、多様な団体・個人となる。多様な団体等の登録により、中学生の競技志向やレクリエーション志向などの多様なニーズに応えられる体制の構築をめざす。

さらに、中学生の多様なニーズに応えるため、両センターが「周南市地域クラブ」の活動として、「(仮称)しゅうなんコミュニティ・クラブ」やその他のさまざまな企画事業に取り組む。

本市独自の取組である「(仮称)しゅうなんコミュニティ・クラブ」は、中学校区を単位とした、中学生の「やってみたい」に応えるために、地域協育ネットあるいは中学生自身が企画・実施する多様な活動のクラブが想定される。「(仮称)しゅうなんコミュニティ・クラブ」の活動は、中学生の「やってみたい」に応えると同時に、中学生が地域社会に参画する機会を創出する活動となる。「(仮称)しゅうなんコミュニティ・クラブ」による中学生と地域や団体等との連携・協働活動によって、地域で育った中学生が、将来的に地域の担い手として活躍するなどの好循環が期待できる。

部活動改革後、中学生は周南市地域クラブ、または、センターに登録していない団体や教室等から、自分のニーズにあった活動を選択し、参加することとなる(図11)。中学生に幅広い選択肢を提供できる環境づくりの推進が重要となる。

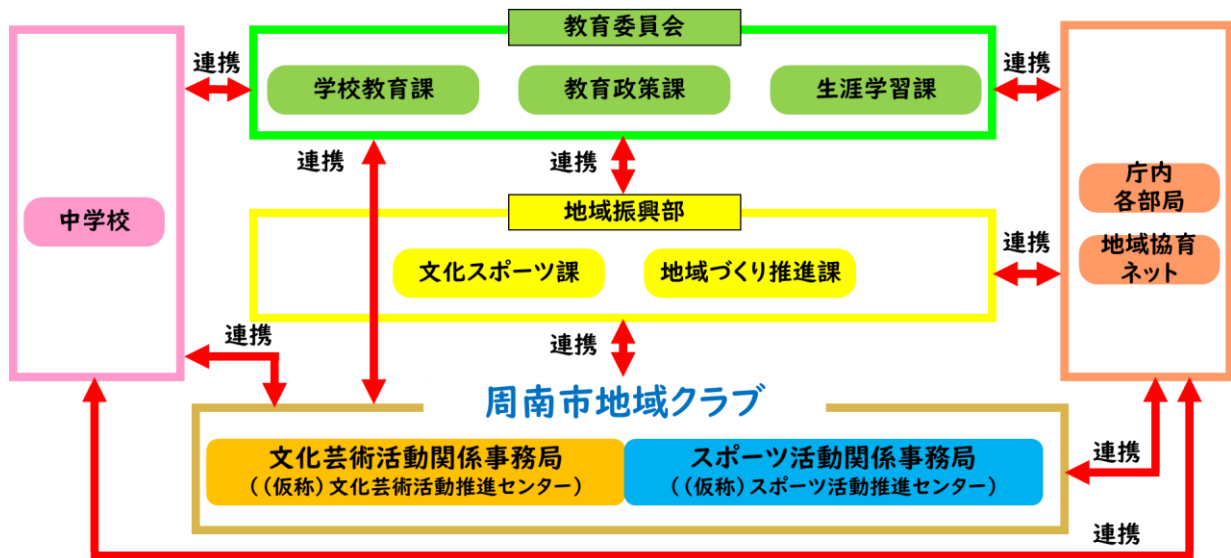
(図11) 中学生の周南市地域クラブへの参加イメージ



(3) 周南市地域クラブの活動を推進する組織

周南市では、教育委員会、地域振興部を中心として庁内各部局をはじめ、市内公立中学校や(仮称)文化芸術活動推進センター、(仮称)スポーツ活動推進センター、各地区の地域協育ネットとの連携を図り、部活動改革を推進する。

(図 12) 周南市地域クラブを推進する組織の連携図



周南市行政が一体となって、部活動改革を推進することにより、「中学生の『やってみたい』」に応えられる環境づくり、「多様な地域で、多様な世代とともに、多様な文化芸術・スポーツ活動等への参加が可能な環境づくり」をめざす。こうした多様な活動の場が、「中学生の居場所」となり、より多くの地域の方々とともに、中学生の学びや育ちを支えていく体制をめざす (図 12)。

7 周南市地域クラブへの中学生の望ましい参加の在り方

これまでの学校部活動では、例えば運動部活動においては、大会上位をめざしたい中学生と、競技を楽しみたい中学生がおり、さまざまな目的や目標をもった中学生がともに活動していた。しかし、周南市地域クラブの活動では、多様な活動、さまざまな目的や目標をもって活動している団体等の中から、生徒自身が明確な目的や目標をもって参加することが求められる。つまり、「自主的に参加する生徒」の育成が重要となる。

また、学校部活動は異学年がともに活動する場でもあったが、一方で、異学年交流は学校内という限定的なものであった。今後はさらに生徒数が減少することが想定され、地域活性化においては、学校内の異学年交流に留まらない多世代交流が求められる。つまり、「交流を大切にする生徒」の育成が重要となる。

さらに、学校部活動では、部活動顧問が練習スケジュールを組み、中学生はその計画にそって活動に取り組んでいた。周南市地域クラブの活動では、複数の周南市地域クラブに所属し、多様な活動に取り組む中学生がいることも想定される。そのため、今後は生徒自身が休養日を設けるなど、タイムスケジュールを組み立てる力が求められる。学業との両立や、心と体の健康を考え、自身でタイムスケジュールを組み立てられる「心と体を大切にする生徒」の育成が重要となる (図 13)。

(図 13) 中学生の望ましい参加の在り方

「自主的に参加する生徒」

目的や目標をもって参加する生徒

「交流を大切にする生徒」

多世代と交流を大切にする生徒

「心と体を大切にする生徒」

活動と休息のバランスをとり、心と体を大切にする生徒

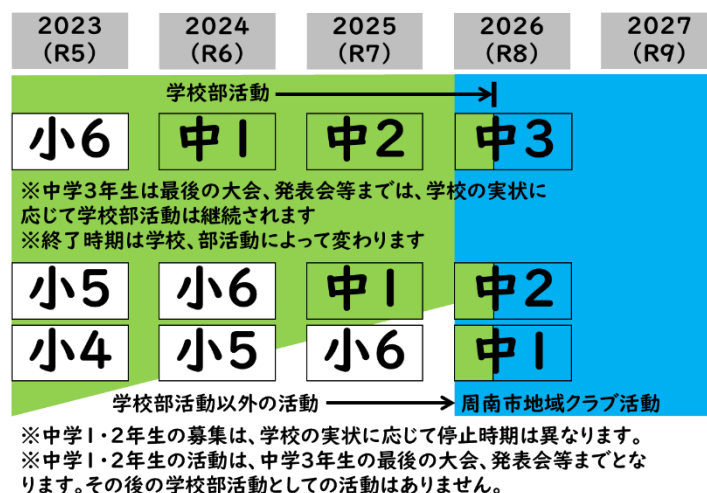
周南市地域クラブの活動の推進に向けて、学校では家庭とも連携して「自主的に参加する生徒」、「交流を大切にする生徒」、「心と体を大切にする生徒」の育成をめざす。このことは、「夢や目標をもち、一人の社会人として自立できるように、自分にふさわしい生き方を実現しようとする意欲や態度、能力を育成する」という本県のキャリア教育の目的にもつながるとともに、本市の教育大綱の基本理念である「子どもの夢に寄り添い 「生き抜く力」を育む 周南の教育」の実現にもつながるものとする。

8 周南市地域クラブの開始時期

周南市地域クラブは、2026（令和8）年度からの完全実施をめざしている。2023（令和5）年度から2025（令和7）年度までを改革期間とし、2026（令和8）年度の中学3年生の最後の大会、発表会等までは、学校の実状に応じて学校部活動を継続できるものとする（図14）。

学校部活動が終了するまでは、中学生が学校部活動と学校部活動以外の活動を同時に取り組むことは可能であるが、山口県中学校体育連盟及び山口県中学校文化連盟が主催する大会及び発表会等の参加については、それぞれの規則に準ずることとする。

(図 14) 周南市地域クラブの開始時期



9 会場・活動備品の整備

周南市地域クラブの活動場所は、学校施設や、公共のスポーツ・文化芸術施設、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設を想定する。学校施設は、団体等のニーズと学校施設の状況等を考慮し、整備を推進する。

また、既存の団体等に新たに中学生が参加する場合、団体等が管理するこれまでの活動備品では対応できないことが想定される。中学生が既存の団体等で従来と同様の活動ができるよう、現在の学校部活動備品の整理を推進する。

10 周南市地域クラブ活動推進協議会

2022（令和4）年度に設置した「周南市文化・スポーツ活動推進協議会」は、2023（令和5）年8月までに計5回の協議会を実施し、部活動改革に向けた協議を行ってきた。

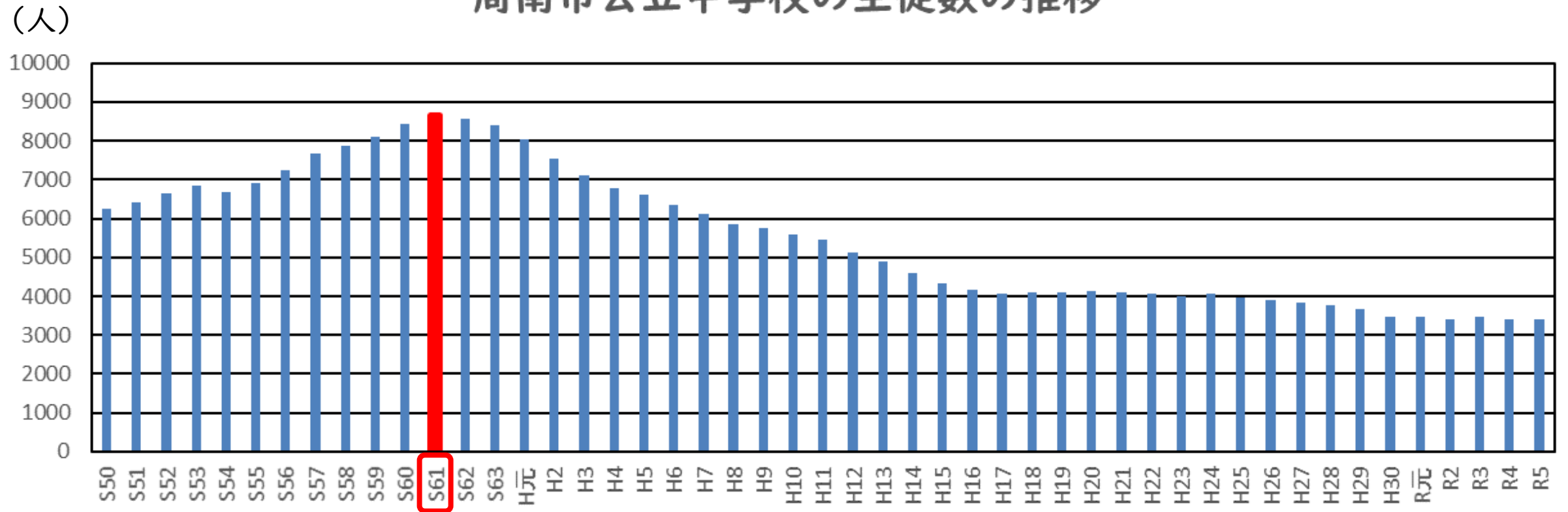
周南市地域クラブは2023（令和5）年度から2025（令和7）年度までを改革期間とし、2026（令和8）年度からの完全実施をめざしている。改革後、「周南市地域クラブ活動推進協議会」を立ち上げ、完全実施後も中学生の活動状況調査や周南市地域クラブの活動状況調査を実施し、周南市地域クラブの適正な展開に努めることとする。「周南市地域クラブ活動推進協議会」は2028（令和10）年度まで設け、周南市地域クラブの推進を図る。

「周南市地域クラブに係る方針」について

～「学校部活動」から、
「周南市地域クラブ」への円滑な移行に向けて～

周南市教育委員会学校教育課

周南市公立中学校の生徒数の推移

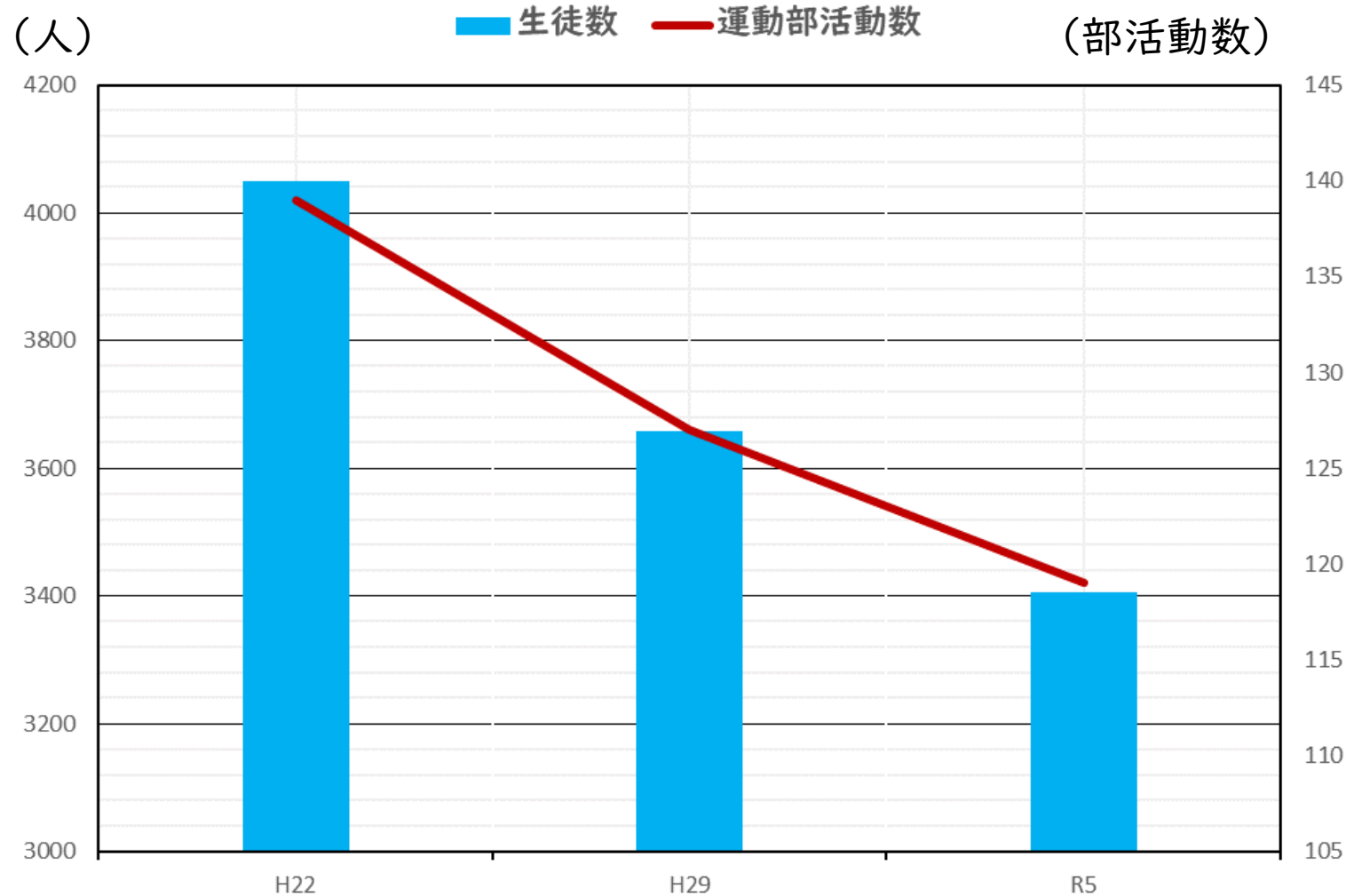


周南市の生徒数は、昭和61年度は約8660人でしたが、令和5年度は約3400人に減少しています

中学校生徒数と運動部活動数の変化

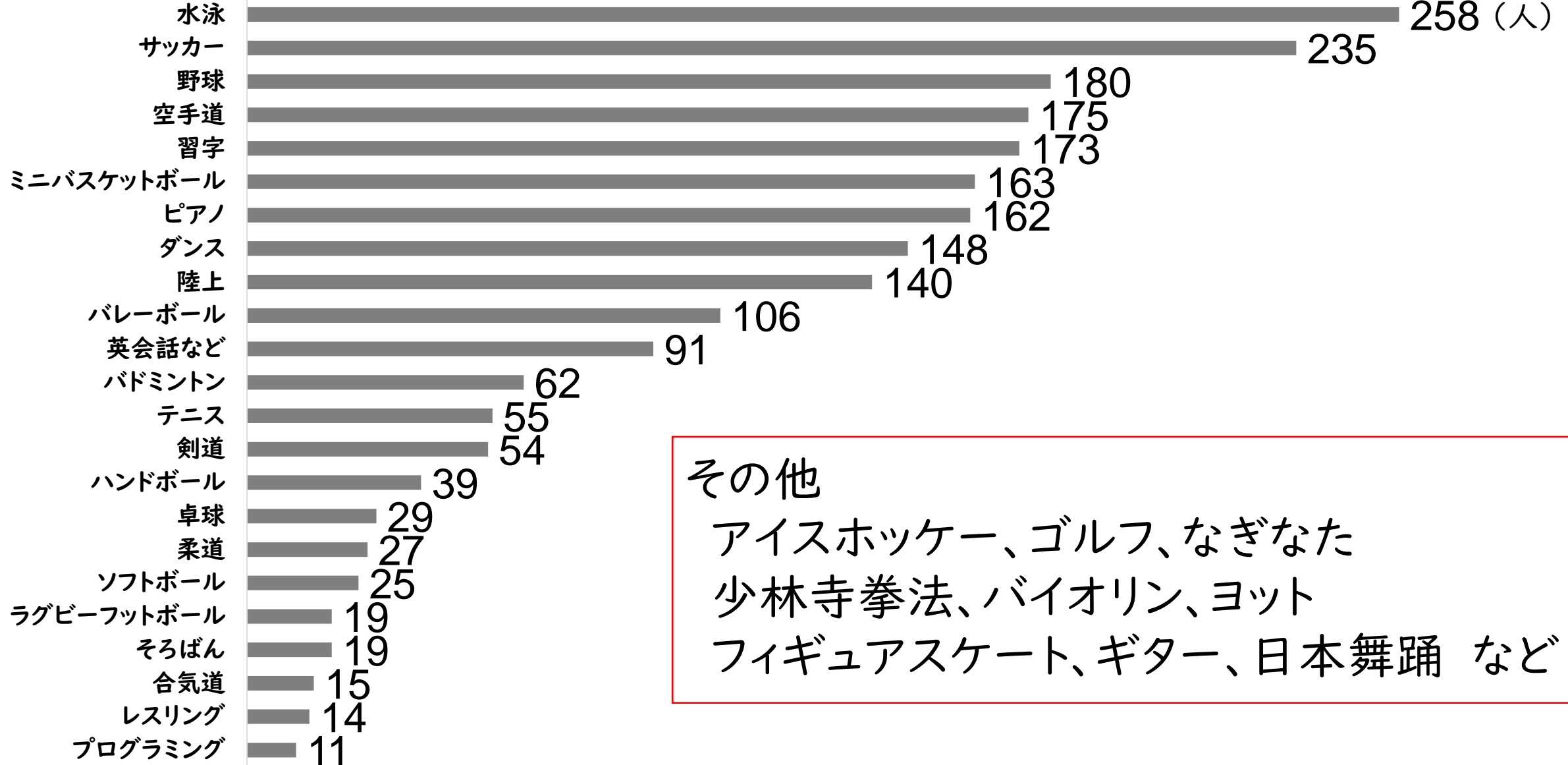
②

周南市公立中学校の生徒数と周南市運動部活動数の変化



さらに、平成22年度から令和5年度にかけて、生徒数は約650人減少し、周南市全体で20もの運動部活動が廃部となっています

令和4年度の市内小学校（3～6年生）が取り組んでいる競技種目・活動内容



その他
アイスホッケー、ゴルフ、なぎなた
少林寺拳法、バイオリン、ヨット
フィギュアスケート、ギター、日本舞踊 など

周南市地域クラブの基本方針

「やってみたい」

市内すべての中学生の
「やってみたい」に応え
られる環境づくり

「多様性」

多様な地域で、多様な
世代とともに、多様な文
化芸術・スポーツ活動
等への参加が可能な環
境づくり

「地域の居場所」

中学生の居場所の
ひとつとなる環境づくり

- ① 令和8年度から新たな活動の開始をめざす
- ② 市内全域を対象とした新たな活動を行う
- ③ 平日、休日を一体として新たな活動を行う
- ④ 事務局を設置した仕組みづくりを行う

文化芸術活動



スポーツ活動



地域伝統芸能活動



学習



ボランティア活動



【活動例】 Aさん

月	火	水	木	金	土	日
サッカー	サッカー	—	サッカー	サッカー	サッカー	—

Bさん

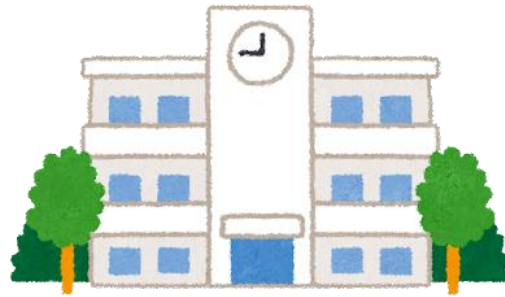
月	火	水	木	金	土	日
バスケ	書道	地域芸能	—	—	バスケ	—

それぞれが活動場所へ移動



活動場所 (例)

学校施設



活動時間 (例)

平日夕方

休日午前

平日夜間

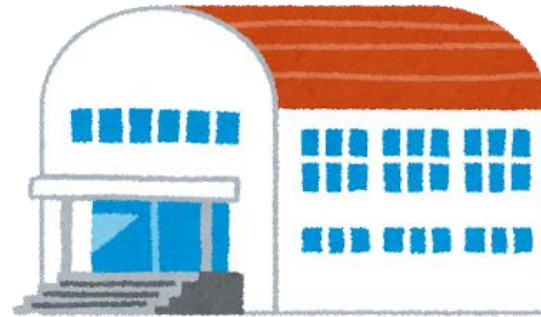
休日午後

休日夜間

公共のスポーツ・文化芸術施設



社会教育施設



地域団体・民間事業者が有する施設



【生徒への効果】

「持続可能性」

「リレーションシップ」

「多様な経験」

「公平性」

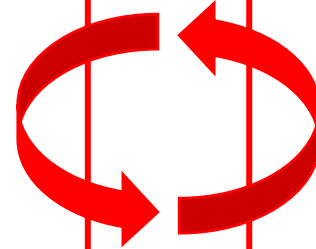
【地域社会への効果】

「地域活性化」

「地域づくり」

「地域貢献」

相乗効果



周南市地域クラブ

事務局

公益財団法人周南市文化振興財団内

文化芸術活動関係事務局
（（仮称）文化芸術活動推進センター）

公益財団法人周南市体育協会内

スポーツ活動関係事務局
（（仮称）スポーツ活動推進センター）

実施主体

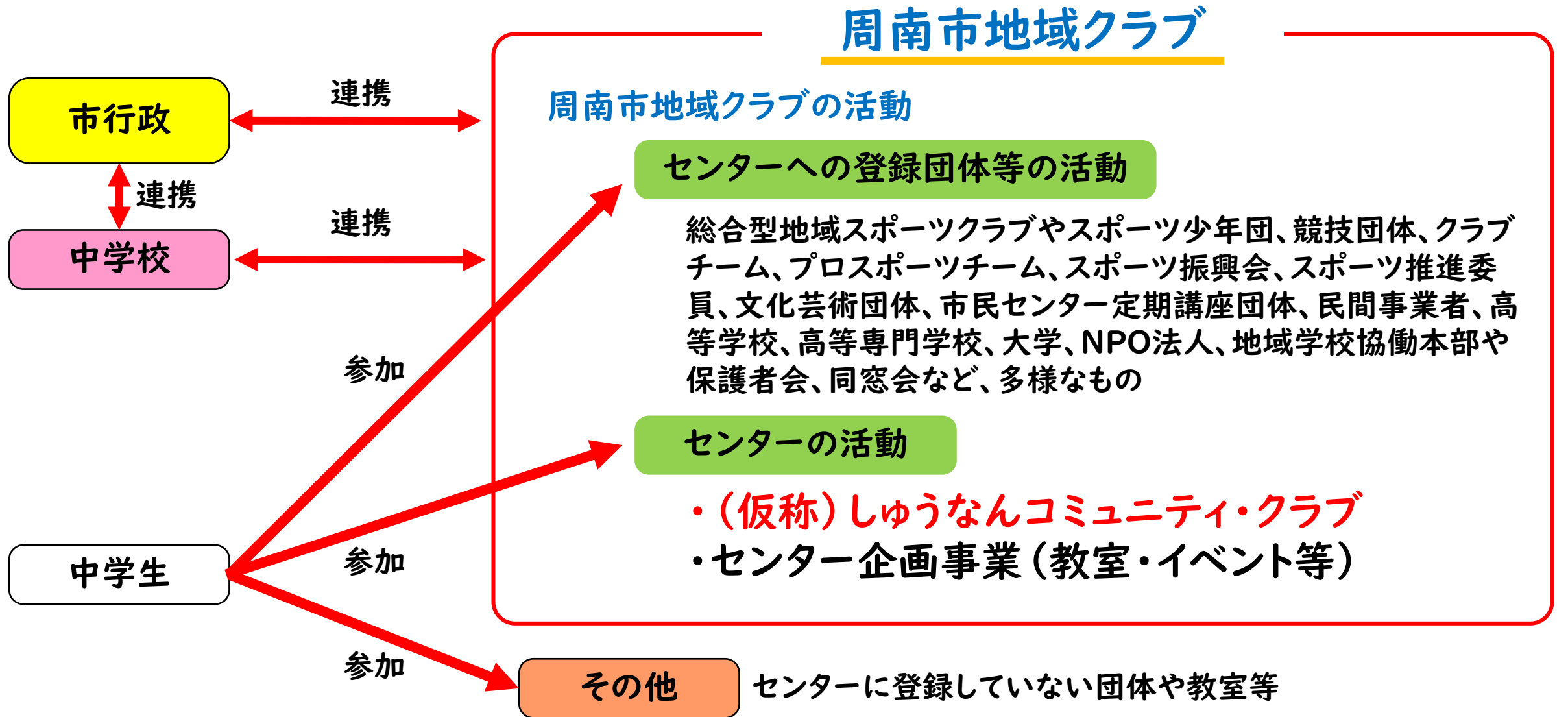
センターへの登録団体等の活動

センターの活動

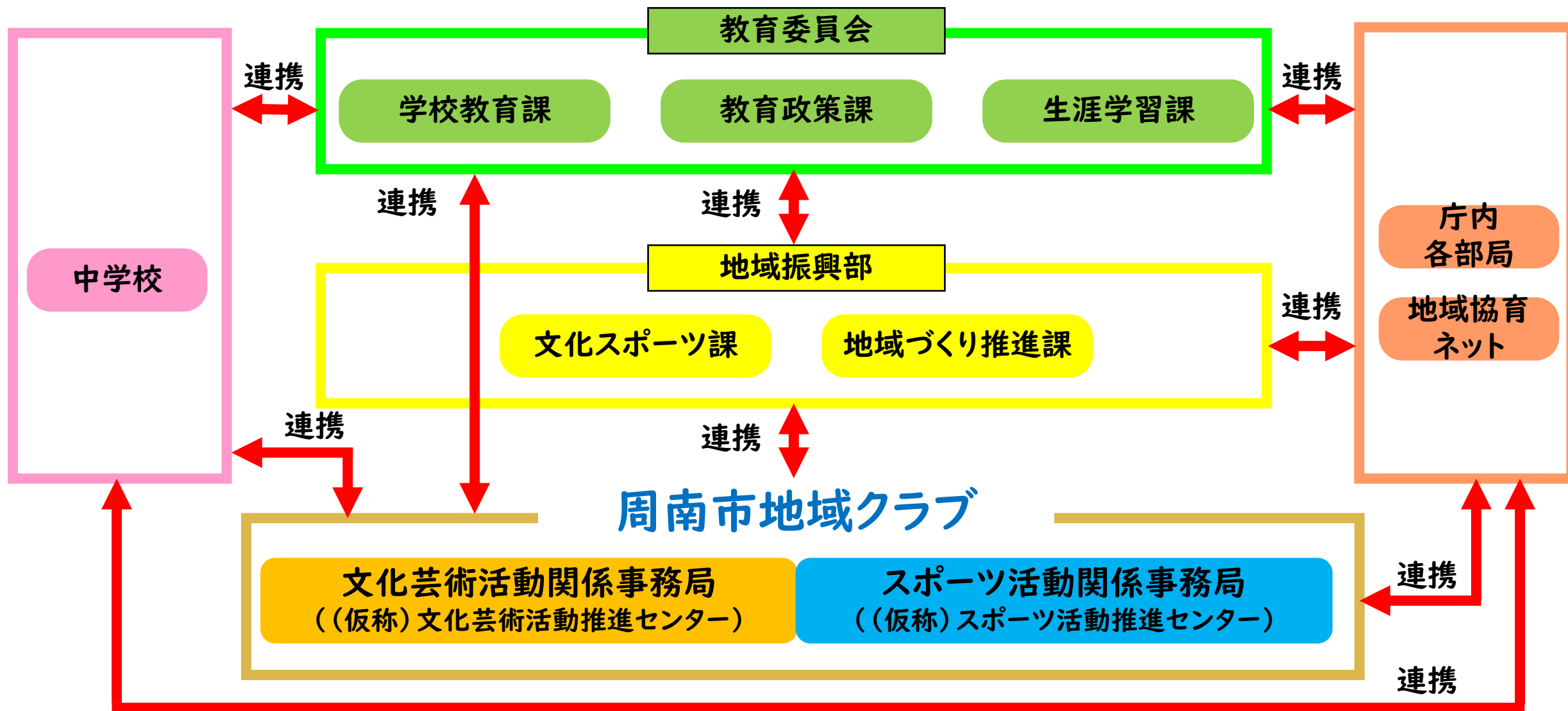
学校が実施主体として
管理運営する「学校部活動」



各センターや各センターへの登録団体等が実施
主体として管理運営する「周南市地域クラブ」



周南市地域クラブを推進する組織



「自主的に参加する生徒」

目的や目標をもって参加する生徒

「交流を大切にする生徒」

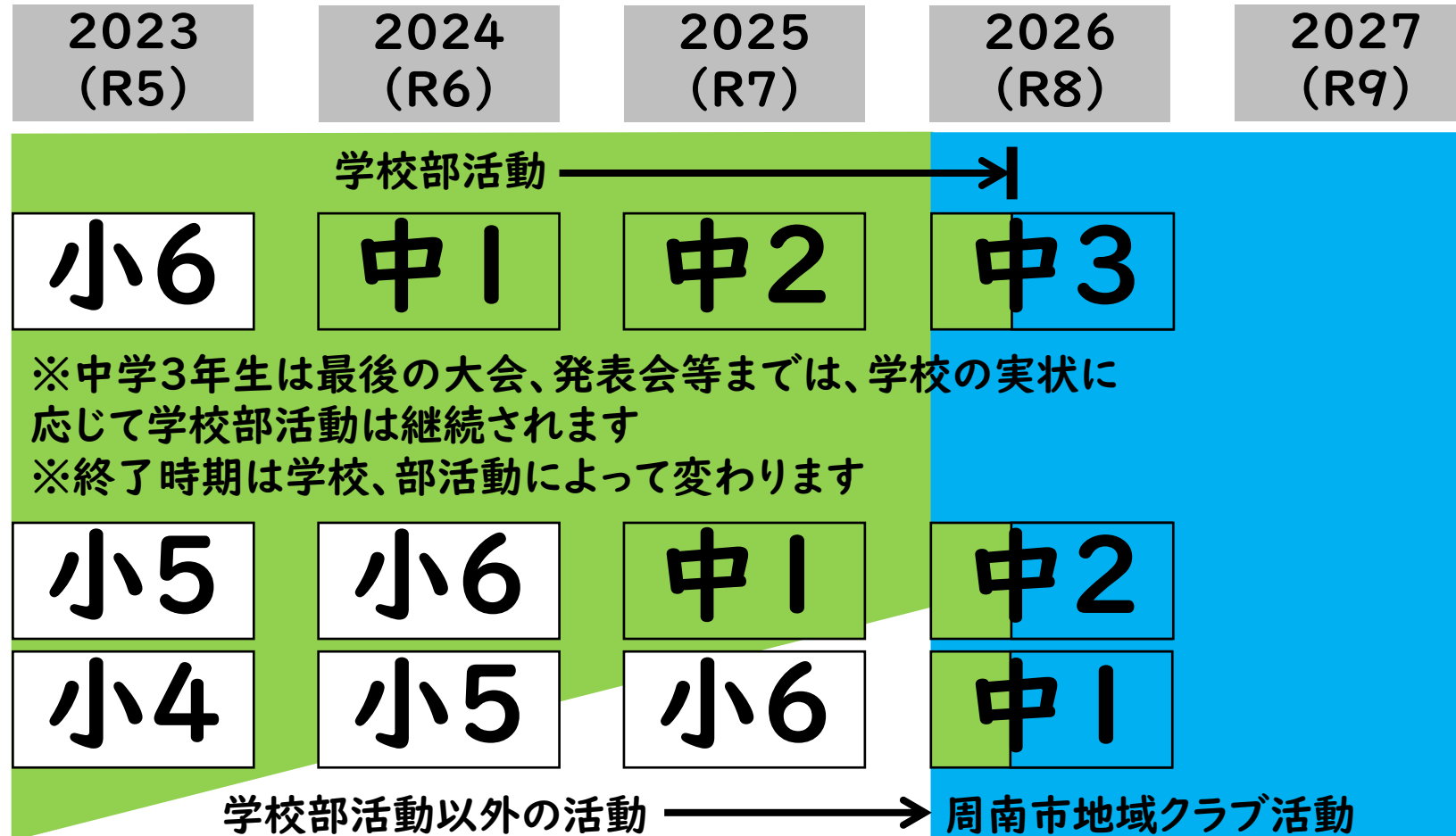
多世代と交流を大切にする生徒

「心と体を大切にする生徒」

活動と休息のバランスをとり、心と体を大切にする生徒

学校では「望ましい参加の在り方」を伝え、周南市地域クラブ活動をサポートしていきます

周南市地域クラブの開始時期について



※中学1・2年生の募集は、学校の実状に応じて停止時期は異なります。
 ※中学1・2年生の活動は、中学3年生の最後の大会、発表会等までとなります。その後の学校部活動としての活動はありません。